

国立大学法人島根大学経営協議会（第95回）〈議事要録〉

日 時 平成30年10月4日（木）14:00～15:20
場 所 本部棟5F大会議室
出席者 服部学長，藤田理事，秋重理事，荒瀬理事，井川理事，吉田理事，宮脇理事
有川委員，有澤委員，秦委員，大谷委員，谷口委員，福島委員
欠席者 泉委員，松浦委員，大矢委員
〔陪席：千家監事〕

報告事項（1）島根大学部局長選考規則の一部改正等に係る書面審議結果について （医学部附属病院長の選考方法）

- 学長から島根大学部局長選考規則の一部改正等について，書面審査により審議を依頼し，全員の承認を得たことについて報告があった。

報告事項（2）平成29事業年度財務諸表の承認及び平成29事業年度財務状況分析資料について

- 吉田理事から平成29事業年度財務諸表の承認及び平成29事業年度財務状況分析資料について報告があった。
- 学外委員から寄附金の獲得に向けた島根大学の取組み状況について質問があり，藤田理事から次の取組みを行っているとの回答があった。
 - ・ 寄附を依頼するパンフレットに寄附金の使途や成果を記載
 - ・ 安定的に寄附を依頼する仕組みとして，一定額以上の寄附者を対象とした島大会員制度を創設し，会員に対し，会員対象イベントや様々な大学の取組みを紹介
 - ・ 卒業生や企業に寄附の依頼
 - ・ 学内教職員への寄附の呼びかけ
 - ・ 一定額以上の寄附者のご芳名を掲示する銘板を本部棟正面玄関に設置
- 学外委員から寄附金の獲得について，寄附する側は寄附金の使途がわからないと寄附をためらってしまうため，あらかじめ使途を明確にし，複数の選択肢を示して寄附を募ることが必要であるとの意見があった。また，寄附者に対しては，島根大学のファンになって継続的に寄附していただくために，フォローが重要であるため，引き続き取組んでほしいとの意見があった。
- 藤田理事から50万円以上の寄附では使途の指定が可能であること，また，寄附者へのフォローとして寄附者には島根大学の名前が入ったグッズを贈呈していること，あわせて遺贈や古本募金の取組みを行っているとの回答があった。また，学長から使途については，基本的には学生のために使うことを明確にしているとの回答があった。

報告事項（3）平成31年度概算要求の概要について

- 吉田理事から平成31年度概算要求の概要について報告があった。

報告事項（4）平成30年度前期資金運用報告について

- 吉田理事から平成30年度前期資金運用報告について報告があった。

報告事項（５）附属病院運営状況について

- 井川理事から附属病院運営状況について報告があった。
- 学外委員から今後は経営協議会の開催の都度、事前に資料を配付したうえで附属病院の運営状況についての報告をしてほしいとの意見があった。

報告事項（６）古代出雲文化フォーラムⅦについて

- 藤田理事から平成31年3月3日（日）に岡山にて開催する古代出雲文化フォーラムⅦについて報告があった。

報告事項（７）その他 教育関係共同利用拠点の認定について

- 荒瀬理事から生物資源科学部附属センター海洋科学部門隠岐臨海実験所が教育関係共同利用拠点として認定されたとの報告があった。

議 題（１）イノベーション創出機構の設置及び国立大学法人島根大学管理学則の一部改正について

- 秋重理事からイノベーション創出機構及び先端素材共同研究所の設置について説明があり、続いて藤田理事からイノベーション創出機構の設置に伴う国立大学法人島根大学管理学則の一部改正について説明があり、原案どおり議決された。

議 題（２）島根大学イノベーション創出機構及び島根大学先端素材共同研究所の設置に係る規則の制定について

- 秋重理事から島根大学イノベーション創出機構及び島根大学先端素材共同研究所の設置に係る規則の制定について説明があった。
- 学外委員から島根大学イノベーション創出機構先端素材共同研究所規則第2条の「企業が必要とする」の文言について、企業に限定する必要はないのではないかとの意見があり、この文言は削除することとして、議決された。

議 題（３）イノベーション創出機構設置に伴う関係規則の一部改正について

- 藤田理事からイノベーション創出機構設置に伴う関係規則の一部改正について説明があり、原案どおり議決された。

議 題（４）就業規則の一部改正について

- 藤田理事から就業規則の一部改正について説明があり、原案どおり議決された。

議 題（５）平成30年人事院勧告の対応について

- 藤田理事から平成30年人事院勧告の対応について説明があり、関連法案が改正となった場合は、同様に本学の各規則を改正するという方針について議決された。